

事務連絡
令和3年4月15日

各障害福祉サービス等事業所 御中

天理市健康福祉部
社会福祉課長

在宅での就労系障害福祉サービスの取扱いについて

平素より、本市における障害福祉行政の推進にご協力を賜り誠にありがとうございます。

表題の件について、在宅での支援については、令和2年4月23日付け天理市健康福祉部社会福祉課長事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る利用者の居宅等での通所サービスの臨時的な取扱いについて」で通知しているところですが、この度、厚生労働省より令和3年度障害福祉サービス等報酬改定があり、就労系障害福祉サービスの取扱いが見直されたため、本市の取扱いについて連絡いたします。

なお、支援にあたっては、下記の要領のとおり実施して下さいますようお願いいたします。万一、書類の不備や支援の内容に疑義がある場合や報告書に記載のチェック内容を満たされていない場合は、後日、返還請求の対象となることがありますのでご注意ください。

令和3年度中に厚生労働省より在宅でのサービス利用について、ガイドラインが発出予定であることから、発出後はガイドラインに沿った取扱いを行っていきます。

1. 対象者

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した者

2. 対象事業

就労移行支援事業、就労継続事業（A型、B型）

3. 取扱期間

受給者証におけるサービス支給期間に準ずる

4. 届出に係る提出物

- ・在宅での就労系障害福祉サービス提供の届出
- ・在宅でのサービス内容を反映させた個別支援計画

5. 届出の提出時期

サービス提供前までに提出

6. 報告に係る提出物

- ・在宅での就労系障害福祉サービスの支援内容に関する報告書
- ・支援状況等が分かる可能な限りの記録（例：音声データ、動画ファイル、又は静止画等）

7. 報告書の提出時期

居宅等でのサービス提供をした月の翌月 10 日まで

8. その他

- ・本取扱いの対象者は、天理市で支給決定を受けている利用者に限ります。
- ・届出書、報告書等様式及び今後の更新情報等については、下記 URL に公表いたします。改めての通知はいたしませんので、随時ご確認いただきますようお願いいたします。

<http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/kenkoufukushibu/shakaifukushika/index.html>

※ 参考

- 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要については、下記 URL にてご確認願います。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000734440.pdf>